

## 広島県告示第八百三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和五年五月二十五日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称	所在 地	土 砂 灾 害 警 戒 区 域	土 砂 灾 害 特 別 警 戒 区 域
三成(二九三七)	広島県尾道市美ノ郷町三成地内	土 砂 灾 害 警 戒 区 域	土 砂 灾 害 特 別 警 戒 区 域
崩壊急傾斜地の 次の図のとおり	表 区 域 示 の		
三成(二九三七)	区域の名称		
崩壊急傾斜地の 次の図のとおり	の自然現象による原因の発生原の土砂災害	の自然現象による原因の発生原の土砂災害	の自然現象による原因の発生原の土砂災害

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県東部建設事務所三原支所に備え置いて縦覧に供する。